

愛知県環境影響評価審査会西名古屋火力発電所部会会議録

- 1 日時 平成23年7月21日（木）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 愛知県東大手庁舎 4階 409会議室
- 3 議事
 - (1) 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員8名、説明のために出席した環境部職員11名、事業者6名
- 5 傍聴人等
傍聴人3名、報道関係者なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 議事録の署名について、井上部会長が谷村委員と東海林委員を指名した。
 - ・ 資料1、資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【井上部会長】資料1はこの対応でよかったか。

【柳澤委員】資料1の一つ目については、これでよい。さらに言えば、ラインセンサスの結果について、朝早くから行っているはずで、それはよいのだが、どうしても生物系は工学系よりあいまいな部分がでてきてしまうので、調査にかかった時間などの情報についても整理しておかれない。

また、資料1の二つ目は、8月は秋と考えられるため、夏の調査が足りないという前回部会での私の指摘について、夏の調査をしっかりと回答しているのでこれでよい。

【吉久委員】資料1の三つ目についても、これでよいと思う。ただ、一つ気になるのは、民家等と書いてあるが、工場に住人がいる場合はどう考えたらよいのかということがある。

【事務局】工場内において働いている人への影響についてのご指摘かと思うが、環境への影響を低減するための規制は、事業場の外に対してである。それで

は、工場の中にいる人への影響は考えなくてもよいのかという意見もあると思うが、労働衛生は別の関係法令が定められており、そちらで対応がなされるものと考えている。

【吉久委員】工場の中で働いている人ではなくて、工場の周りで住んでいる人についてだが。

【井上部会長】事業を行う工場ではなくて、その隣の工場で働いている人についてのご指摘である。

【吉久委員】工場に併設された住宅のような所に住んでいる人がいるのではないか。

【事務局】委員のご指摘は半田クリーンセンター整備事業では工場併設の住宅があったことを踏まえてのことだと思うが、事業実施区域周辺は工業専用地域であり、住んでいる方は事業実施区域から3.5km離れた民家以外はないと聞いている。

【山澤委員】3.5km離れているのということは説得力があるが、資料1で同種の施設と説明している新名古屋火力発電所については、苦情がないということだが、こちらは民家までどの程度離れているのか。

【事務局】事業者に事前に確認したところおよそ1km程度離れているとのことである。

【吉久委員】資料1の四つ目について、できれば休日は工事を行って欲しくないということでも前回発言したが、工事を実施することがあれば調査する必要がある。

【吉村委員】資料1の五つ目については、これでよく分かった。ちなみに工事車両だが、時間帯はいつぐらいを予定しているのか。

【事業者】場合によっては夜間に搬入するものもあるが、工事車両の出入は基本的には昼間の時間帯ということになる。

【井上部会長】今の質問に関連して、例えば方法書4-1-9ページで「1%未満と見込まれることから評価項目として選定しない」と記載されているが、これは準備書においても記載されるのか。また、大型車両と普通車両は区別して考える必要がある。工事用車両に大型車両が多いのであれば、一般車両の大型車両に対して工事用車両の大型車両が1%未満だから問題がないということであれば理解しやすいと思う。

【事務局】その点については、資料3の部会報告案の「2 大気質、騒音、振動」(4)で、主要な交通ルートにおける関係車両の台数を明らかにした上で、知多市の対象事業実施区域においても適切な調査・予測地点を設定することとしている。この内容を知事意見として述べた場合、知事意見を踏まえて、事業者が環境影響評価項目を見直せば、評価項目として選定されることになる。

【井上部会長】資料1の説明を読むと理解できるが、方法書だけ読むと大型車両と普

通車両の通行の比率にも影響してくるのではないかと思った。

【事務局】車両台数を明らかにしていただく時には、現状の大型車混入率を併記していただくことになるかと思う。

【谷村委員】方法書の 3-1-110、111 ページで、海域の確認種数が掲載されており、例えば動物プランクトンが 195 種確認されたとあるが、伊勢湾で 40 種ぐらい、東京湾でもよく研究されているが数十種ぐらいである。底生生物にいたっては 254 種確認されたと書かれているが、東京湾で十数種ぐらい、干潟で数十種ぐらい、藤前干潟でも 200 種ぐらいだったと思う。この結果から、当該海域は大変生物多様性に富んだ海域ということになり、保護しなくてはいけない海域ということになると思う。どのように調査した結果なのかということを知りたい。今後、部会報告案にもあるように、藤前干潟への影響とか、重要な種の保護に配慮しつつ、その生息、生育情報をできるだけ詳細に示すことになっているが、どのように整理するのか。

【事務局】ご指摘については、調査結果は、方法書 3-1-111 ページ表 3-1-58 で、新名古屋火力発電所のモニタリング結果の基となる文献名が記載されている。このうち①については、112 ページに具体的な調査地点が記載されている。詳細については事業者の方から答えさせていただきたい。

【井上部会長】ここに記載の種の数、調査の結果と既存資料の結果の合計種類数だということではよいか。

【事務局】そのとおりである。

【谷村委員】同じ種類が、別の調査で出た場合、別にカウントされるのか。

【井上部会長】それは、一つだと思う。

【谷村委員】少し多い気がする。名古屋港の周辺で見つかったとしても、かなり生物多様性が高いということになる。データとして信頼できない部分があるのではないか。その辺を丁寧に精査していただきたい。

【事業者】今回、当該方法書のために、現地の調査を行ったというのではなく、新名古屋火力発電所 7 号系列のモニタリング結果であるとか、新名古屋火力発電所 8 号系列の環境影響評価を行った際のデータを整理したものである。調査範囲としては方法書 3-1-112 ページの範囲で、現地の調査をした結果をまとめている。もう一つはレッドデータブックについて 5 km 四方の広い範囲のデータを収集している。同じ種はダブルカウントしていないが、出てきたものは全てリストアップすると、こういう結果になったということである。

【谷村委員】そうすると、火力発電所を供用した時に生物の種類がものすごく少なくなりましたという結果が出ると、火力発電所の影響で、生物多様性がものすごく減ったと結論付けられる可能性もある。

【事務局】方法書に記載されているのは文献調査ということだが、今後事業者が現

地調査を実施し、その結果を基に事業の影響を予測評価し、準備書に記載されることとなる。

【谷村委員】生物は先ほど柳澤委員も話されたとおり、あいまいな部分が多いが、あいまいの中でも、なるべく正確を期さないといけない。

【柳澤委員】方法書 4-2-45 ページに、鳥類の調査について記載されているが、現地調査におけるハヤブサの調査について、これはハヤブサがいるかないかを調べるものではなくて、ハヤブサがいることが分かっている、さらに詳細な生息状況を調べるための調査になるので、他の鳥類の種類別の調査方法とまったく違うことになる。そのことは、準備書に書いてくださるということではどうか。そのことが、資料 1 には出てきていないので確認をさせていただきたい。

【事務局】前回の部会でご指摘いただいた点である。調査の目的がそれぞれ違うのではないかとということで、その辺をきちんと整理して記載すべきであるとのご指摘をいただいた。その点は十分事業者も承知しており、準備書では、ご指摘の点を踏まえた記述にしている。

【井上部会長】柳澤委員が指摘されたことも、部会報告案の中の、「専門家の指導、助言を得ながら」に当たるかと思う。その点を踏まえて対応していただけるかと思う。

資料 2 の市村長意見については、部会報告案に全て盛り込まれたと考えてよいか。

【事務局】何らかの形で配慮している。

【井上部会長】資料 3 の部会報告案について、何かご意見等があれば。

【吉久委員】「8 その他」(2) で「住民等にわかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに」とあるが、準備書は専門家が見て、正確なデータに基づき、最新の知見を反映して、適正な予測が実施されているかを審査するので、準備書を住民にわかりやすい簡潔なものにしてしまうと、審査ができなくなってしまう。住民に読んでもらうのであれば、要約書やパンフレットなどを、住民に分かりやすくすればいいのであって、あまり簡潔に準備書を作られると、バックデータがなく、専門家が判断できなくなる。それでは困るので、このような意見は疑問に思う。

【事務局】この意見は、当然必要なものまで簡略化するという趣旨ではなくて、もちろん必要なデータは載せるが、分かりにくい表現であったり、冗長な部分があったりすると、ページ数も無駄に増えてくるので、必要な事柄を簡潔に書いていただくという趣旨だが、この表現でそのように取れないということであれば、修正等の意見をいただきたい。事務局としては必要なものまで簡略化せよという意図はない。

【井上部会長】この部分をそのまま読むと準備書が主語で、配慮するが述語で、どの

ように配慮するかというと、簡潔なものとなるよう配慮すると読めてしまうようなところもある。事務局の意図は、事業者にも伝わるとは思うが。

【吉久委員】一番簡単な修正として「住民等に」を削除してはどうか。

【井上部会長】住民の方々が見て、いろいろと意見を言われることが重要なので、そこを削除してしまうのはどうか。

【事務局】ここに要約書のくぐりを入れて、「住民等にわかりやすい簡潔な要約書を作成するなど」ということはどうか。

【吉久委員】「要約書の作成にあたっては」でもよいかもしいない。

【事務局】他の案として、先ほどのご指摘いただいたとおり「住民等に」を削除して、「わかりやすい簡潔なものとなるよう」とすることで、審査しやすいということも含めて、要約書に限らず準備書全体について分かりやすいという言い方もあるかと思う。

【井上部会長】「簡潔な」という箇所も気になるが。

【事務局】「わかりやすいものとなるよう配慮するとともに」ではどうか。

【吉久委員】「簡潔な」は残しても良いと思う。

【事務局】「その作成にあたっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに」でどうか。

【井上部会長】市村長意見に、住民等に分かりやすくという意見がある。それをここに盛り込んでいるので、ここで「住民等に」を削除してしまうと、市村長意見が反映される箇所がなくなってしまうことも危惧される。住民等に分かりやすいものとなるようにということが本来の趣旨ではないか。

【事務局】これまでのご意見を踏まえて「その作成に当たっては、わかりやすいものとなるよう配慮するとともに」とすることで、準備書本体を簡潔な記載とすることで、わかりやすいということになる。わかりやすいものというのが、誰に対してかについては、それは、住民でもあれば、審査する側でもあり、「住民等に」を削除しても、わかりやすいということが住民等に配慮したということが読み取れると考える。

【井上部会長】「その作成に当たっては、わかりやすいものとなるよう配慮するとともに」でどうか。

【吉久委員】「簡潔な」は入れておいても良いと思う。準備書の内容で、専門家でも分野が違えば分からないことや専門用語で分からないことも当然ある。

【井上部会長】「簡潔な」は入れたほうが良いと意見で、今までの議論を整理すると（２）は「準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。」と、部会報告案から「住民等に」を削除する。そのほかに何かあれば。

【吉村委員】住民意見の中に、方法書の縦覧時期について意見があった。膨大な資料となるので、縦覧時期をもう少し長くとれるような趣旨が言えたらよいと思う。

【事務局】法令で縦覧期間は1月間と決まっている。ただし、部会報告案「8 その他」(3)で「準備書の電子縦覧等について適切に対応すること」としており、改正法がまだ施行されていないが、インターネットを通じて見る機会を増やすということが重要であり、施行前であっても対応して欲しいということを入れた。

【山澤委員】「2 大気質、騒音、振動」(1)「それぞれ最大となる時期に実施すること」は「それぞれ最大となる時期を対象に実施すること」の方がよいと思う。また、(2)「各季節を代表する時期や気象状況を考慮して調査時期を選定すること」としているがわかりにくい。「各季節を代表する調査時期を選定すること」として「時期や気象状況を考慮して」は削除してもよいと思う。「時期や気象状況を考慮して」は、具体的に何をするのか分かりにくい。

【井上部会長】ご指摘を踏まえ(1)を「供用時の施設の稼働(排ガス)の予測対象時期(長期的予測、短期的予測)については、発電所の運転が定常状態となり、大気汚染物質の排出量が最大となる時期としているが、発電設備の一部については軽油が使用できる計画としていることを踏まえ、LNG専焼時及び軽油使用時のそれぞれ最大となる時期を対象に実施すること」に、(2)を「高層気象観測については、季節ごとに1週間の観測を行うとしているが、天気図等の気象に関する情報を収集、整理及び解析し、各季節を代表する調査時期を選定すること。」とする。

【吉久委員】「2 大気質、騒音、振動」(3)で「工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働(機械等の稼働)に伴う騒音及び振動については、規制基準への適合性を確認するため、調査、予測及び評価を行うこと。」とあるが、低周波音は最寄の民家から3.5km離れているので項目に選定しなくてよいとしていることと矛盾するようにも読めるが、ここでは規制基準との適合性がキーワードになっているということか。

【事務局】県条例で、工業専用地域において、低周波音はないが、騒音・振動は基準が適用され、その適合性を事前に把握しておく必要があるということで、部会報告案に入れた。

【吉久委員】本来なら方法書作成の段階で項目に選定しておかなければならなかったということか。

【事務局】方法書の段階で、(3)に相当するものを調査すると記載すべきではなかったかというご指摘でよいか。

【吉久委員】規制基準の確認も必要だということがあらかじめ分かっていたことなの

か。

【事務局】分かってはいたが、事業者は国のマニュアルに準拠して作成していたので、そのあたりが、県の条例を反映したものになっていないということだった。事業者はマニュアルというよりどころがあって方法書を作成したわけだが、愛知県の事情に応じて部会報告に盛り込んではどうかということで、事務局のほうで部会報告案の中に規制基準への適合性を入れさせていただいた。

【吉久委員】愛知県条例によれば、これは規制基準に適合しているかどうか予測評価しなければいけないということになっているのか。

【事務局】明確には記載されていないが、当然供用等にあったっては基準を守るべきであり、それをあらかじめ把握すべきだということで、規制基準との適合性を確認するために、部会報告案に入れた。規制基準は当然守るという前提はあり、条例に基づく適合性を把握すべきだと考えているが、方法書で選定されていなかったのので、部会報告案で提案させていただいた。

【井上部会長】もともと事業者が作成した方法書が、国の基準に基づいたものだったので、県条例には配慮せずに作られていたということかと思う。

【吉久委員】事業者は当然県条例でやらなくてはいけないことを調べて方法書を作るべきだと思う。選定してもしなくてもどちらでも良いのであれば、今回意見として言うのは分かる。事業者は国の指針を基に、県条例は考慮していなかったということで、今回指摘したということでということですか。

【井上部会長】これは県条例に基づく環境影響評価ではないということですね。

【事務局】これは、環境影響評価法に基づくアセスメントで、項目の選定にあたっては、経産省のマニュアルに基づいて作成されている。私どもとしては、委員のご指摘はそのとおりだと思うが、事業者においては、国の法的な要件を満足していれば、法の手続上問題ないので、その上では間違いではない。ただし、我々が審査をして経済産業大臣に知事意見を述べるにあたって、予測することを求めるべきだと考えた。法に基づく手続のため、法で求めている要件については満足した方法書を事業者が作成したのだが、知事が大臣に意見を述べるにあたって、制定している条例との適合性を考えて、愛知県としての意見を述べる必要があると考えて入れたということである。

【吉久委員】「2 大気質、騒音、振動」(4)で、「低公害型の車両」とあるが、「環境対応車」という言葉もある。どちらの言葉を使った方がよいか。

【事務局】確かに「環境対応車」という言葉もあるが、これまで他の案件で「低公害型の車両」としていたので、文言を合わさせていただいた。

【東海林委員】「2 大気質、騒音、振動」(2)の「発電所の運転が定常状態となり」は「発電所の運転が定常となり」の表現のほうが分かりやすいと思う。ま

た、定常状態とはどういう状態なのか。

【事務局】方法書 4-2-4 ページの予測対象時期等で「西名古屋火力発電所の運転が定常状態となり」と記載してある。これを受けたものである。また、事業者を確認したところ、定常状態とは、試運転が終了し、通常の営業運転が開始された状態であるとのことである。

【井上部会長】部会報告案を始めから整理すると、「1 全般的事項」については修正はなし。「2 大気質、騒音、振動」については（1）の「それぞれ最大となる時期を対象に実施する」に、（2）の「各季節を代表する調査時期を選定すること」に修正する。「3 水質、底質等」については修正なしでよいか。

【事務局】1点修正させていただきたい。（1）「放流水質についてはできる限り負荷量の削減に努めること」とあるが、水質と負荷量は違うものなので「放流水質については」を削除させていただきたい。冒頭に「排水処理」とあるので、「できる限り負荷量の削減に努めること。」としても内容については、適切な表現であると考えます。

【井上部会長】そちらの方がよい。「3 水質、底質等」（1）は「排水処理計画の具体化に当たっては、伊勢湾水域は、COD、全窒素及び全リンの水質汚濁に係る環境基準不適合地点が存在するため、できる限り負荷量の削減に努めること。」とする。

「4 動物、植物、生態系」について、ご意見はないか。

【谷村委員】（6）だが、「重要な種の保護に配慮しつつ」の「生物の多様性及び重要な種の保護に配慮しつつ」としてはどうか。

【事務局】重要な種の保護に配慮というのは、具体的な位置情報を乱獲等防止のために示さないことで配慮するということである。もちろん、生物多様性に配慮することは重要なことだと考えているが、具体的な配慮内容が難しいと思う。

【谷村委員】さまざまな種の生息、生育情報を詳細に示すことが、生物多様性に配慮することになると思うがどうか。

【井上部会長】部会報告案で書かれているのは、“現地調査の結果について、生息、生育情報についてできるだけ詳細に示しなさい。しかし、重要な種についてはその場所を示してしまうとその種の位置がわかってしまうので、その場合には記載しない” という意味で、「重要な種の保護に配慮しつつ」としているのので、ここに生物多様性を入れると少しおかしな表現になってしまう。このままの表現でどうか。

【谷村委員】了解した。

【井上部会長】「5 景観」、「6 廃棄物等」、「7 温室効果ガス等」についてはどうか。

(委員から意見等はなし)

【井上部会長】「8 その他」については、(2)を「その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに」に修正する。以上の修正で部会報告とさせていただきたいが、よろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料3について、4箇所の修正を行った上で部会報告とすることです了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

以上のおり相違ありません。

会議録署名者

会議録署名者
